

第 3 6 回
会津坂下町農業委員会総会
議事録

令和 8 年 6 月 1 9 日（金） 午後 3 時 0 0 分

会津坂下町役場本庁舎 3 階 大会議室

会津坂下町農業委員会

第36回 会津坂下町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年6月19日（金）午後3時00分～3時30分

2 開催場所 会津坂下町役場 3階 大会議室

3 出席委員（9人）・出席推進委員（6人）

1番 鈴木 寿夫

2番 鈴木 清介

3番 渡部 敦

4番 永山 廣隆

5番 渡辺 清栄

6番 木村 行男

7番 渡部 淳

8番 五十嵐 朱美

9番 五十嵐 智子

10番 二瓶 義典

坂下地区 小林 雅博

若宮地区 山内 和之

金上地区 齋藤 嘉美

川西地区 齋藤 文範

八幡地区 桑原 博之

高寺地区 藤川 将仁

4 欠席委員（0人）・推進委員（1人）

広瀬地区 橋本 善和

5 遅刻委員（0人）

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第36号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 議案第119号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第120号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第121号 現況確認証明について

議案第122号 会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 渡部 聡

事務局次長 佐藤 良二郎

農地管理係長 長峯 麻美

係員 大場 智鶴

8 会議の概要

議長	本日は、農業委員会総会を招集いたしましたところ、何かとご多用の折にご出席をいただきまして、ありがとうございます。 それでは、これより出席農業委員の確認をいたします。 只今の出席委員は、10名です。定足数に達しております。 また、本日の総会に出席する農地利用最適化推進委員は、広瀬地区 橋本推進委員より欠席の届出があり6名です。 それでは、第36回農業委員会総会を開会いたします。 まず、前回審議した結果について事務局より経過報告をお願いいたします。
事務局	まず、議案第116号の農地法第3条の案件は、申請者に対し許可書を交付済みです。 次に議案第117号の農地法第5条の各案件は、申請者に対し許可書を交付済みです。 次に議案第118号の会津坂下町農用地利用集積等促進計画については、会津坂下町長に対し異議がない旨の意見を付して回答しました。以上、報告します。
議長	それでは議事に入ります。 本日の議事日程は、前もってお配りしましたとおりであります。タブレットは今月の議案に切り替えをお願いします。
議長	日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名委員として、4番 永山委員、5番 渡辺委員の2名を指名いたします。
議長	日程第2「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。第36回農業委員会総会は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 【異議なしの声あり】
議長	異議なしと認め、会期は本日一日限りと決しました。 次の日程に入る前に、確認をしておくことがあります。議題の各

	案件については、個人名等を伏せて調査報告をお願いします。また、質疑採決は、1 件ごとに行います。
議長	日程第 3 報告第 36 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(事務局朗読) 1 号 2 号は所有権移転するため公社との契約を解約するものです。次に 3 号 4 号は公社との契約を所有者・耕作者の両者が解約するものであり、解約後は、認定新規就農者へ所有権移転する予定です。 次に 5 号 7 号は公社との契約を耕作者側が解約するものであり、解約後は喜多方市の認定農業者である法人へ再転貸する予定です。 次に 6 号は、親子間の使用貸借を解約するものであり、5 号 7 号と同じく喜多方市の認定農業者である法人へ再転貸します。
議長	事務局報告のとおり受理いたしましたので、ご承知おき願います。
議長	日程第 4 議案第 119 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(事務局朗読) 本件は、譲渡人の意向により、知人である譲受人へ所有権移転するものです。
議長	本件について、担当委員の調査報告を求めます。
若宮地区 山内推進委員	本件について調査の結果を報告します。譲渡人については、電話が繋がらなかったため、事務局へ調査をお願いしました。譲受人へ 6 月 14 日電話にて申請地、面積、土地代金等について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	次に、事務局より調査報告をお願いします。

事務局	譲渡人については事務局で調査し、議案書に記載の内容と相違ありませんでした。
議長	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため 3 番 渡部委員の退場を命じます。 ⇒ （渡部委員退場）
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。
	【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
	《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	3 番 渡部委員の入場を認めます。 ⇒ （渡部委員入場）
議長	議案第 120 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	（事務局朗読） 説明に移ります。申請人、申請地、転用の目的、施設の面積、契約期間、賃借料、工事期間及び申請の事由は、議案書に記載のとおりです。 本件の譲受人は不動産業を営んでおり、商業地や病院等に近く利便性の高い申請地を宅地分譲用地として転用するものです。 農地転用許可基準の立地基準は、当該申請地は用途区域内にある農地であり第 3 種農地です。 一般基準は、資力については全額自己資金で賄い、申請地を宅地

	分譲用地にすることに対し、妨げとなる権利を有する者はなく、雨水は既存の側溝に排水し、隣接地に農地もなく、転用の必要性、確実性が認められることから、許可基準に適合していると考えられます。
議長	本件について担当委員の調査報告を求めます。
坂下地区 小林推進委員	本件について調査の結果を報告します。6月11日事務局とともに現地を確認し、事務局の説明のとおり転用することに問題ないことを確認しました。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	議案第121号「現況確認証明について」を議題といたします。 事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	（事務局朗読） 説明に移ります。1号案件は、耕作条件が悪く、長年耕作しておらず、現在では原野化しており、今後も農地としての利用が見込まれないため、非農地であると証明を求められた件です。 現地の写真についてはタブレットをご覧ください。 2号案件は、耕作条件が悪く、長年耕作しておらず、現在では原野化しており、今後も農地としての利用が見込まれないため、非農

	地であると証明を求められた件です。 現地の写真についてはタブレットをご覧ください。
議長	1号案件について担当委員の調査報告を求めます。
高寺地区 藤川推進委員	1号案件について調査の結果を報告します。6月11日事務局とともに現地を確認し、原野化しており農地として再生することは不可能だと思われます。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり非農地であると証明することに決しました。
議長	次に2号案件について担当委員の調査報告を求めます。
9番 五十嵐委員	2号案件について調査の結果を報告します。6月11日事務局とともに現地を確認し、地目を原野に変更することに問題ないと思われます。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

	《 挙手全員 》
議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり非農地であると証明することに決しました。
議長	議案第 122 号「会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	（事務局朗読） まず、一括方式からご説明いたします。 1 号は公社が高寺地区の田 8, 169 m²を借入れ 2 号の高寺地区の認定農業者である法人へ集積します。 次に 3 号は公社が八幡地区の田 24, 122 m²を借入れ 4 号の八幡地区の認定農業者へ集積します。 次に 5 号から 11 号までは関連がありますので、一括して説明いたします。5 号から 10 号までは公社が八幡地区の畑 5, 278 m²を借入れ、11 号の坂下地区の新規就農する予定の者へ集積します。 次に 12 号から 16 号までは関連がありますので、一括して説明いたします。12 号から 15 号までは公社が川西地区の田 24, 063 m²、畑 1, 487 m²を借入れ、16 号の川西地区の認定農業者へ集積します。 次に 17 号から 57 号までは関連がありますので、一括して説明いたします。17 号から 56 号までは公社が川西地区の畑 71, 634 m²を借入れ、57 号の喜多方市の認定農業者へ集積します。 次に所有権移転についてご説明いたします。59 ページをお開きください。 1 号は公社が若宮地区の田 315 m²を買い入れ、2 号の若宮地区の認定農業者である法人へ売り渡します。
議長	まず一括方式から審議いたします。 1 号、2 号案件について担当委員の調査報告を求めます。
5 番 渡辺委員	1 号、2 号案件について調査の結果を報告します。貸手借手へ設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

議長	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため高寺地区 藤川推進委員の退場を命じます。 ⇒ （藤川推進委員退場）
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。 高寺地区 藤川推進委員の入場を認めます。 ⇒ （藤川推進委員入場）
議長	次に 3 号、4 号案件については、私から調査報告をいたします。
1 番 鈴木委員	3 号、4 号案件について調査の結果を報告します。3 号貸手、4 号借手の父へ 6 月 14 日電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため八幡地区 桑原推進委員の退場を命じます。 ⇒ （桑原推進委員退場）
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

	《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	八幡地区 桑原推進委員の入場を認めます。 ⇒（桑原推進委員入場）
議長	次の案件は関連がありますので、5号から11号案件について、一括して担当委員の調査報告を求めます。
八幡地区 桑原推進委員	調査の結果を報告します。5号貸手へ6月12日訪問にて、6号7号9号10号の貸手へ6月13日訪問にて、8号貸手へ6月14日訪問にて、11号借手へ6月14日電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次の案件は関連がありますので、12号から16号案件について、一括して担当委員より調査報告を求めます。
4番 永山委員	調査の結果を報告します。6月12日、13日に訪問、電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長 に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次の案件は関連がありますので、17 号から 57 号案件について、 一括して担当委員より調査報告を求めます。
4 番 永山委員	調査の結果を報告します。件数が多いため、事務局と分けて調 査しました。6 月 12 日から 14 日に訪問、電話にて設定面積、 設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載の とおり間違いありませんでした。
議長	次に、事務局より調査報告をお願いします。
事務局	事務局調査分について、6 月 16 日から 18 日に電話にて議案書 に記載のとおり相違ないことを確認しました。
議長	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため 4 番 永山委員の退場を命じます。 ⇒ （永山委員退場）
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】 採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》

議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	4 番 永山委員の入場を認めます。 ⇒ (永山委員入場)
議長	次に所有権移転に移ります。 1 号、2 号案件について担当委員の調査報告を求めます。
若宮地区 山内推進委員	1 号、2 号案件について調査の結果を報告します。売手、買手ともに 6 月 14 日電話にて議案書の内容を調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため 3 番 渡部委員の退場を命じます。 ⇒ (渡部委員退場)
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	3 番 渡部委員の入場を認めます。 ⇒ (渡部委員入場)
議長	以上をもって、本日の総会に付議されました案件は、すべて審議を終了しました。これをもちまして、第 36 回農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

この議事録は真正なることを証するため、ここに署名する。

令和8年6月19日

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会会長

署名委員

署名委員